

大野市富田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和5年4月1日改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにし、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定める。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

また、今日の教育現場で起こっているいじめについては、次のようなことが特徴的であるとされている。

- (1) いじめはどこの学校のどの児童にも起こり得るものであり、それは全ての児童が被害児童にも加害児童にもなり得るものである。さらに、被害児童と加害児童は必ずしも固定的ではなく、むしろ流動的であることもある。
- (2) 被害児童と加害児童だけでなく、傍観者となり観衆となる児童にも精神的影響があり、適切な指導等が必要とされる。
- (3) 学校にいる間だけでなく、下校時や帰宅後に学校外でも行われることもある。メールやSNS等を用いたいじめは、時間と場所を問わない。これらについては、けんかやふざけ合いであっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

- ・児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

- ・自他の生命を尊重し、互いに認め合い助け合える学校・学級づくりに努める。
- ・人権意識を高める教育活動の実践に努める。
- ・自分の思いや考えを生き生きと伝えられるような手立てを工夫し、自己肯定感や自己有用感を持てるようにする。
- ・互いのよさを認めあう活動を通して、自分を大切にし、自己受容できるようにする。

○体験活動の推進

- ・体験的な活動やボランティア活動等を通して、互いに協力し合い連帯の心を育てる。

○道徳教育の推進

- ・教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深められるようにする。
- ・「特別の教科 道徳」として発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。
- ・人権週間の機会を生かして全校で道徳の授業に取り組み、児童の心づくりに努める。
- ・学校での道徳的な活動を家庭や地域に発信し、地域ぐるみで道徳教育の推進を図る。

○特別活動の充実

- ・よりよい学校を目指して、自主的に活動しようとする態度を育てる。
- ・集団の中で自分の力を発揮し、友だちと協力して楽しく豊かな生活を築こうとする態度を育てる。

(2)学校評価への位置づけ

いじめ防止等のための取り組みに係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止のための取組の改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・児童が自己肯定感を高め、自己有用感を育むように心がけている。
- ・人権教育を基盤に置いて、具体的推進計画に沿った教育活動をしている。
- ・教育相談の具体的対策（教育相談週間の設定、リラックスルームの運営、保護者の相談体制等）は適切であり、成果が見られている。
- ・児童の不適切な言動に気を配り、問題行動の未然防止に努めている。
- ・いじめに（児童の行動）係る情報を共有し、未然防止や解消に向けて組織的に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に意欲的に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめを見たり聞いたりしたら、すぐに先生やおうちの人に伝えたり相談したりでき

ている。

- ・アンケートや先生との面談などで、なやみや心配なことを伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どものことで相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、いじめ防止等のための取り組みを学級通信やホームページで伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施するなど、子どもの不安などを把握するよう努力している。

(3)いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

- ・いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。週に1回以上の情報交換（気がかりな児童の報告、共通理解）を行う。

○授業改善

- ・自らが課題を考えて取り組み、自分の考えを明らかにし、互いのよさを認め合い高め合う喜びを味わえる授業づくりに努める。
- ・すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が主体的な学べるようにする。
- ・聴くことの指導を通し、対話を重視した授業改善に努める。
- ・一人ひとりの自信を育む評価を工夫する。

○いじめの起きない学校・学級づくり

- ・児童会活動の縦割り班活動や委員会活動における異学年活動を通して、互いに認め合い励まし合い、すべての児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」と「絆づくり」をすすめる。
- ・児童の主体的活動の充実を図る。
- ・一人ひとりが学校生活に関する問題に気づき、みんなで話し合い、力を合わせて解決し、よりよい学級集団となるように支援する。まちがったり失敗したりしても笑ったりしない、温かい学級づくりをすすめる。

○開かれた学校づくり

- ・「開かれた学校」の観点に立ち、家庭・地域と協力し、さまざまな機会を通していじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止に関する情報を公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を得る。
- ・学校公開日等には、人権や道德に関する学習を積極的に行う。

○インターネットや情報機器に関する指導

- ・タブレット等の正しい利用についてのルール（人が傷つくことを書かない、知らない人とつながらないなどの大切な7つのルール）を作成し、節度ある利用の仕方ができる力や正しい判断力を養う。
- ・PTA活動等を通して、保護者に学校での取り組みを伝え、家庭でのルールづくり（スマートルール）等の啓発を行う。

○特に配慮が必要な児童への支援

- ・発達障がいや性同一性障がいを含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

○SOS の出し方に関する教育

- ・危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等）ができるための教育を行う。

(4)いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

- ・全職員がいじめの定義や今日的ないじめの態様を正しく理解し、積極的ないじめの認知に努める。
- ・日々、児童の様子を観察し、職員同士の連携や情報交換を密にし、児童の人間関係の把握に努める。
- ・毎月の職員会議や終礼で児童の実態について情報を共有し、いじめの早期発見、見逃しの防止に努める。

○児童に対するアンケート調査の実施（自己チェック）

定期的に「心のアンケート」や「心のアンケート・ミニ」（いじめアンケート）を実施し、児童の学校生活、家庭生活における児童の様子を把握し、いじめ等の問題の早期発見に努める。

○教育相談体制の充実

教育相談週間を設け、学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取り、適切な助言を行う。また、学級全体へも働きかけ、好ましい人間関係の構築に努める。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録する。

○家庭や地域との連携

- ・電話連絡や家庭訪問、学級通信あるいは児童の連絡ノート等を通して、児童の様子について日ごろから保護者との情報交換を密にする。
- ・保護者に向けて、いじめアンケートを実施する。
- ・地域の住民や関係団体との連携を進め、地域における児童の変化にも気を配り、いじめ等の早期発見に努める。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

(5)いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ」の兆候を発見した際には、速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」を編成し、被害児童を守る。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。同時に両保護者へも適切に連絡する。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携し、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合には、直ちに警察に連絡し連携して対応する。

(6)いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、3ヶ月間継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7)いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(30日間を目安とする)があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1)いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、毎月の職員会議に併せて児童の情報交換を行う中に「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、教育相談担当
(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」や児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のための迅速な情報交換、連絡体制づくり

- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・児童への生活アンケート調査項目の確認や個人面談の計画
- ・保護者へのいじめアンケート調査項目の確認
- ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2)いじめ対応サポート班

いじめが起きたときには、速やかに「いじめ対応サポート班」を編成し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行う。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭、SC等
(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察・児童相談所などとの連携
- ・追跡調査（状況の追跡確認）

(3)組織図【様式2】 P7参照

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】 P8～P11参照

いじめ対策委員会（常設）

校長

教頭

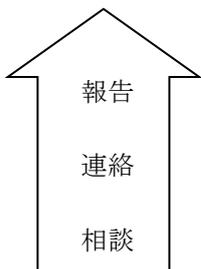
連絡：担任、その他の教職員、保護者等

教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、担任、支援員等

- 学校基本方針に基づく取組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・ いじめの情報の迅速な共有
 - ・ 関係のある児童への事実関係の聴取
 - ・ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

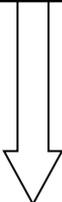
いじめの情報

関係職員



窓口
…
教頭

認知



外部人材

- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー

関係機関

- ・ 教育委員会
- ・ 警察
- ・ 医療機関
- ・ 民生児童委員
- ・ P T A
- ・ 児童相談所

いじめ対応サポート班（特設）

生徒指導主事

教頭、教育相談担当、担任、養護教諭、SC 等

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係児童への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携
- * 必要に応じて、警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間行動計画策定 <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・職員の意識点検 ・<u>前年度アンケートの確認</u> ・PTA総会 <p>いじめ対応サポート班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 	<p>すきすきメッセージ</p> <p>なかよし班(縦割り)編成・リーダー育成・全校の絆づくり</p> <p>委員会結成 クラブ結成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダー育成 ・高学年の仲間づくり <p>各グループのリーダー育成・低・中・高学年どうしの仲間づくり</p>					
5月	<p>学校運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の公表 <p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査等をもとに状況把握 <p>校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の確認と修正 	<p>心のミニアンケート</p> <p>障がい理解学習</p> <p>さつまいも植え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高砂会との交流 <p>校外学習</p> <p>花いっぱい運動(美化委員会)</p> <p>元気っ子カードの記入</p> <p>校内体育大会</p> <p>すきすきメッセージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかよし班での活動 (応援練習、競技練習、大会運営のための準備等) 					
6月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査等をもとに状況把握 <p>授業研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業研究 ・学習規律 <p>子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開</p>	<p>心のアンケート</p> <p>教育相談週間</p> <p>PTA 資源回収・親子奉仕作業</p> <p>すきすきメッセージ</p> <p>ゲーム集会</p> <p>校外学習</p> <p>校外学習</p> <p>自然教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダー育成 ・仲間づくり 					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握</p> <p>授業研究</p> <p>保護者へのいじめアンケート調査の実施</p> <p>保護者会 ・情報交換と意見収集</p>	<p>なかよし班活動</p> <p>すきすきメッセージ</p> <p>内川水質調査 ・仲間づくり ・自然保護</p> <p>保育園との交流</p>					
8月	<p>心のアンケートの振り返り</p> <p>いじめ対策委員会 ・1学期のふり返り ・2学期に向けて</p>	<p>心のミニアンケート</p> <p>家庭訪問 ・日常生活や学習の様子の点検 ・友だちとの交流の様子</p> <p>ファミリー読書・ファミリーフォーカス</p> <p>元気っ子カードの記入</p>					
9月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握</p> <p>授業研究</p>	<p>障がい理解学習</p> <p>連合体育大会 ・仲間づくり</p> <p>すきすきメッセージ</p> <p>スピーチ集会 ・意見発表 ・得意なこと、できるようになったこと</p> <p>秋季遠足 ・仲間づくり ・リーダー育成</p> <p>内川清掃 ・仲間づくり ・自然保護</p> <p>校外学習 ・仲間づくり</p> <p>校外学習 ・仲間づくり</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握</p> <p>授業研究</p>	<p>心のアンケート</p> <p>すきすきメッセージ</p> <p>ゲーム集会</p> <p>校外学習 ・仲間づくり・リーダー育成</p> <p>さつまいも掘り ・高砂会との交流</p> <p>校外学習 ・地域との交流</p> <p>教育相談週間</p> <p>連合音楽会 ・仲間づくり</p> <p>修学旅行 ・仲間づくり</p>					
11月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握</p> <p>授業研究</p> <p>保護者へのいじめアンケート調査の実施</p> <p>職員会議 ・人権週間の取り組みについて ・保護者アンケート結果の分析</p>	<p>すきすき大集会 ・仲間づくり ・リーダー育成 ・地域の方々との交流</p> <p>すきすきメッセージ</p> <p>秋祭り</p> <p>校外学習</p> <p>保育園との交流</p> <p>校外学習</p> <p>障がい理解学習</p> <p>研究授業</p> <p>保護者アンケート</p> <p>元気っ子カードの記入</p> <p>人権週間の取り組み ・人権集会 ・一斉道徳</p>					
12月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 ・2学期の振り返り</p> <p>保護者会 ・情報交換と意見収集</p> <p>学校運営協議会 ・地域に発信</p> <p>心のアンケートの分析</p>	<p>心のアンケート（学校アンケート）</p> <p>すきすきメッセージ</p> <p>ファミリー読書・ファミリーフォーカス</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握</p> <p>学校評価 ・いじめに関する取り組みの評価 ・次年度に向けて</p>	<p>スピーチ集会 ・意見発表・得意なこと、できるようになったことなど</p> <p>むかしのあそび 祖父母との交流</p> <p>雪遊び クロスカントリー</p> <p>すきすきメッセージ</p> <p>新入学児 学校見学会 ・仲間づくり</p> <p>元気っ子カードの記入</p>					
2月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 ・基本方針の点検</p> <p>授業研究</p> <p>学校運営協議会 ・取り組みのふり返りと心のアンケートの公表</p> <p>情報発信 ・学校評価アンケートの公表</p>	<p>なかよし班活動</p> <p>なわとびチャレンジ大会</p> <p>学級ボランティア</p> <p>すきすきメッセージ</p> <p>6年生を送る会、「ボランティアさんありがとう」の手紙作成 ・仲間づくり ・学校ボランティア、見守り隊との絆づくり</p> <p>中学校入学説明会 ・仲間づくり</p>					
3月	<p>いじめ対策委員会 ・1年間の取り組みの振り返り ・新年度に向けて ・計画の見直し ・基本方針の修正</p>	<p>夢へのパスポート 作成</p> <p>すきすきメッセージ</p> <p>卒業式</p> <p>学校ボランティア みんなへの感謝</p>					